中央家畜衛生通信

第106号 令和７年２月発行　岩手県中央家畜保健衛生所・岩手県中央家畜衛生協議会

目　　次

・国内のランピースキン病の対策について……1
・牛由来原料(ビーフミール)の鶏・豚用飼料への利用が再開されました！……3
・今どきの高病原性鳥インフルエンザウイルスは・・・……4
・令和７年定期報告書の提出について……5

国内のランピースキン病の対策について

大家畜課

ランピースキン病は、ランピースキン病ウイルスによって引き起こされる牛や水牛の病気で、令和6年11月6日に国内で初めて確認されて以降、１月23日までに福岡県の19農場、熊本県の3農場（内訳は表のとおり）230頭で発生が確認されています。

表　ランピースキン病の発生農場数（令和7年1月23日時点）

農場所在地	乳用牛	肉用牛	乳・肉	合計
福岡県	16	2	1	19
熊本県	1	1	1	3

本病を発症した牛は、皮膚の結節や水腫を呈し、泌乳量の低下、発熱等の症状が見られます。本病は、感染牛の移動、ハエ・ダニ等による機械的伝播及びウイルスに汚染された飼料・水・器具等を介して感染することが知られています。

本病の罹患率は５～45%程度、死亡率は１～５%であり、発症牛の多くが自然治癒するものの、回復には数か月かかり皮膚病変によっては2年かかるものもあります。

本病は届出伝染病に指定されており、発症牛の生乳の出荷や発生農場の牛の移動の自粛をお願いするため、経済的被害が大きい疾病です。なお、本病は人に感染することはありません。

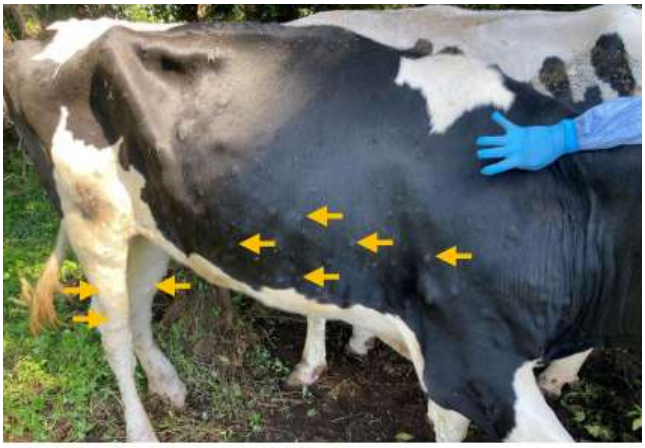

結節（全身性）

写真　農林水産省HP
（FAO（国際連合食糧農業機関）から引用）

生産者及び畜産関係者の皆様は、以下の対策の徹底をお願いします。

１　対策

（１）発生予防～農場の吸血昆虫を減らす対策～

- 窓や出入口に防虫ネットを設置する、殺虫剤を散布する（成虫対策）
- 牛房の隅等、牛が踏みつけない場所などにIGR剤（昆虫成長制御剤）を散布する（幼虫対策）
- 牛舎周辺の雑草を刈る（サシバエ対策）
- 寒い時期はハエが暖かい車両に集まるため、車両内外を洗浄、殺虫する
- 牧草等を搬入出する際は、牧草内にハエが潜んでいないか確認する

（２）早期発見とまん延防止　～発生してしまった場合の緊急対策～

本病の発生及び感染拡大を効率的かつ効果的に防止するため、生産者に皆様においては、日頃の健康観察を徹底するとともに、本病を疑う症状を発見した場合は、速やかにかかりつけの獣医師へ御連絡願います。また、獣医師の皆様においては、診察の結果、本病が疑われた場合は、速やかに家畜保健衛生所に御連絡ください。

発生農場においては、発症牛の速やかな自主とう汰で発生源を断つとともに、発症牛の生乳出荷や発生農場の牛の家畜市場等への移動の自粛をお願いします。また、本病が地域にまん延してしまった場合は、ワクチン接種を行うことがありますので、速やかな接種への御協力をお願いします。なお、同ワクチンを接種した牛の肉・乳を飲食しても人の健康に影響はありません。

２　牛の移動・出荷時の注意事項

福岡県で本病ワクチン接種が開始されたことから（令和６年11月21日接種開始）、米国と協議の上、同国への輸出について、以下のとおり対応することとしています。牛肉取扱施設に出荷する生産者等の皆様はご注意願います。

- ワクチン接種が実施された都道府県に由来する牛は（ワクチン接種開始以降に当該都道府県で飼養された牛）、米国向け輸出牛肉取扱施設※に出荷・搬入しない

  ※全国で16施設が指定され、本県では（株）いわちくが該当します。
- 米国へ輸出することが可能な施設はワクチン非接種県にある施設とする
- 米国向け輸出牛肉取扱施設への輸送時は、ワクチン接種牛を同じ出荷車両に同乗させない

上記の情報は令和６年１２月９日現在のものであり、協議は現在も継続中です。最新の情報は、農林水産省ホームページで御確認ください。

牛由来原料(ビーフミール)の
鶏・豚用飼料への利用が再開されました！

中小家畜課

○【変更内容】

令和６年 10 月３日から、牛由来原料（ビーフミール）を養魚用飼料のみだけでなく、豚及び鶏用飼料（B飼料全般）に用いることができるよう、法改正が行われました。

今までビーフミールは主に焼却されておりましたが、鶏や豚用の飼料に利用が可能となりました。（これまでと同様、牛用飼料には利用できません）。

これに伴い、ビーフミールを利用した飼料には、『ミートボーンミール』と表示がされます。

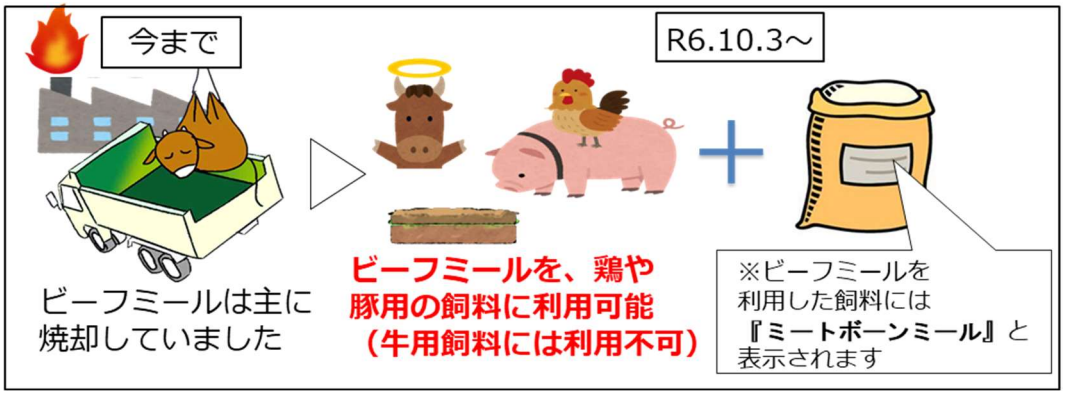

○【ビーフミールの安全管理の方法】

・ビーフミールを製造する工場は、原料として、と畜検査を受けた安全な牛の部位を使用します。BSE の原因とされるプリオンの蓄積しやすい部位（背椎等）は、引き続き、と畜場等で除去・焼却されるため、飼料として利用されません。

・鶏や豚用飼料を製造する工場において、ビーフミールを原料とした鶏・豚用飼料の製造工程は、牛用飼料の製造工程と完全に分かれています。そのため、ビーフミールが牛用飼料に混ざることはありません。

・鶏・豚等を飼養する畜産農家の皆さんは、ビーフミールを使った鶏・豚用飼料が、誤って牛に給与されることがないよう、容器の専用化や注意事項の表示等を行いましょう。

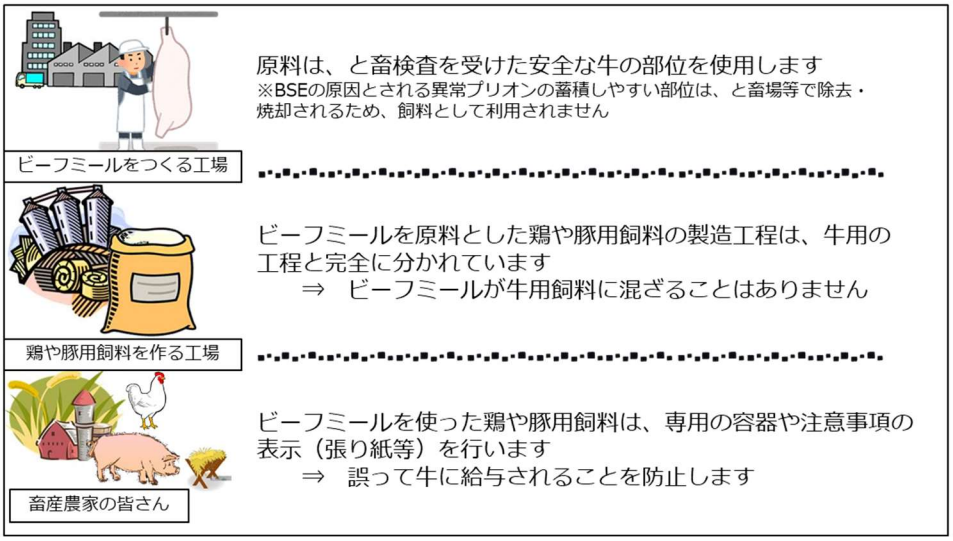

牛と他の家畜（豚、家きん）を飼養している農場には、令和７年９月までに巡回指導を実施する予定です。また、今後も飼料製造工場や飼料販売店舗への聞き取り調査を行い、BSE 対策を継続します。

今どきの高病原性鳥インフルエンザウイルスは・・・

病性鑑定課

2004 年に国内の家きんにおいて 79 年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）は、**2020 年以降、５シーズン連続で発生**しています（図表）。今シーズンの発生は、2024 年 10 月に北海道で確認されて以降、２月 11 日時点で 14 道県 51 事例の約 934 万羽が殺処分対象となりました。１月には発生が急増（5 県 34 事例、約 607 万羽）し、そのうち 32 事例を岩手県（5 事例、123 万羽）、愛知県（13 事例、144 万羽）及び千葉県（14 事例、325 万羽）が占め、それらの多くは **10 万羽以上を飼養する大規模採卵鶏農場**でした。過去最多の発生となった 2022～2023 年シーズンには、殺処分数は 1,771 万羽に上り、鶏卵の価格高騰が起こりましたが、今シーズンはそれを上回る状況が懸念されます。

表　各シーズンの初発及び最終確認日

		HPAI流行シーズン（9月～翌年5月）				
		2020-2021	2021-2022	2022-2023	2023-2024	2024-2025
		（R2年度）	（R3年度）	（R4年度）	（R5年度）	（R6年度）
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月19日	4月30日	?
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	?

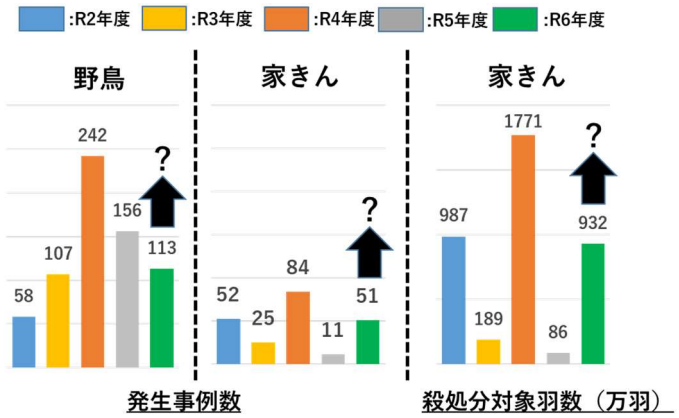

図　各シーズンの発生事例数及び殺処分対象羽数

ここでは、本病の病原体である HPAI ウイルスについて御紹介します。

1　H5 亜型 HPAI ウイルスの進化と世界への拡散

H５亜型の HPAI ウイルスは、1996 年に中国広東省のガチョウから分離されたウイルスが起源とされています。発見から約 30 年間かけて自身の変異や他の AI ウイルスとの融合を繰り返し、現在も進化し続けています。2004 年（冒頭の国内発生時期）には中国周辺国に局在していましたが、以降は欧州、西アジア、アフリカへと拡がりました。**2020 年以降の今どきの HPAI ウイルス（クレード 2.3.4.4 b）は急激に世界中へ拡散する能力を獲得**しました。2021 年には北米、2022 年には中南米、2024 年には南極でも感染が確認され、オセアニアを除く世界中の野鳥や家きんに感染し、それに伴い哺乳類への感染例数も増加しています。

2　今どきの HPAI ウイルスの特徴

クレード 2.3.4.4 b の HPAI ウイルスは、2019 年以前の流行ウイルスと比べて、**①渡り鳥である「カモ」や留鳥である「カラス」の体内で増殖し易く、大量に排泄されること**、**②多種にわたる哺乳類（陸生、半水生、水生）への感染**が報告されています。これらの特徴により、本ウイルスは過去にないほど広範かつ持続的な流行を引き起こしていると考えられています。国内でも、**死亡カラスの感染事例の**

増加やその死骸を捕食したキツネやタヌキの感染事例も報告されるようになりました。近年、採卵鶏農場が肉用鶏農場に比べてHPAIの発生が多い傾向にあります。採卵鶏農場では鶏舎内や堆肥舎にある廃棄卵によりカラスが誘引されやすい状況にあるのかもしれません。農場周辺にカモ類、カラスなどの野鳥や野生動物の痕跡が認められる場合は要注意です。

本病発生のトップシーズン（1月）は過ぎましたが、渡り鳥の北帰行により2月以降も本県の発生リスクは高い状況が続きます。**今どきのHPAIウイルスは手強いですが、対策は変わりません。**引き続き関係者一丸となって対策を継続する必要があります。

日頃から飼養鶏の健康観察を行い、疑わしい症状を発見した際には、速やかに家保に連絡しましょう！

令和７年定期報告書の提出について

家畜の飼養者は２月１日時点の飼養状況を毎年、定期報告書により提出することが義務付けられています。（家畜伝染病予防法第12条の４第１項）

家畜伝染病の侵入を防止するため、定期報告書を活用し、改めて衛生管理の確認・点検を行うとともに、期日までの提出をお願いします。

１　家畜の種類と提出期限

- 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし　⇒ ４月15日締切
- 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥　⇒ ６月15日締切

※ペット（愛玩用）として飼養している方も報告が必要です。

２　提出窓口

- 中央家畜保健衛生所へ郵送、持参またはFAX
- 市町村、農協の畜産担当窓口に提出

＜ お問合せ先 ＞

〇岩手県中央家畜保健衛生所
電話：019-688-4111　／　FAX：019-688-4012
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://www.pref.iwate.jp/nougyou/desaki/chuuou/index.html
または「岩手県中央家畜保健衛生所」で検索してください

〇岩手県中央家畜衛生協議会
電話・FAX：019-688-4015